

日本社会
開発基金
(JSDF)
年次報告
2007年度



Cover Photo by Curt Carnemark.

譲許性資金・
グローバル・パートナーシップ担当副総裁室



世界銀行
Washington, DC



日本政府



世界銀行
譲許性資金・グローバル・パートナーシップ担当副総裁室



日本政府

日本社会開発基金（JSDF）

年次報告 2007 年度



世界銀行

譲許性資金・
グローバル・パートナーシップ担当副総裁室



日本政府

JSDF 運営委員会
委員長からのメッセージ



Cover Photo by Curt Carnemark.

日本社会開発基金（JSDF）にとって、2007年度は、プログラムの実績を振り返りじっくり検討する一年でした。プログラムを評価することにより、われわれは、社会から取り残されたグループや最も貧しく弱い立場にあるグループのニーズに直接応え、開発に新しいアプローチやアイデアを採り入れ、プロジェクト活動への関係者参加を促し、地方政府や非政府組織（NGO）、シビルソサエティ組織（CSO）のキャパシティ・ビルディングに努め、恵まれない人々を力づけるという基本的な目的を基金が満たしているかどうかを吟味し評価することができました。

プログラムは、基本的目的については、かなりの成功を収めました。プログラムは、低所得および低所得中所得国の最も貧しく最も弱い立場にあるグループを支援し実質的な利益をもたらすことができるという面においても、またサービスを提供するための新しい、あるいは代替的なアプローチとなる革新的な方法を試みるようタスクチーム・リーダーに促すという面においても、世銀が管理しているさまざまな信託基金の中でもユニークなものであることが明らかになってきました。

2007年度は、タスクチームによる JSDF グラントへの需要が顕著に増加しました。プログラム開始以来二度目のことですが、通常プログラムの下で 4000 万ドルを超えるプロポーザルが日本の承認を求めて提出されました。プロポーザルの内容は、マリの官民セクターとコミュニティの協力および綿花セクター管理のためのパートナーシップ促進から、タイにおけるオートバイ事故による若者の頭部損傷や負傷による死亡削減に至るまで、これまで同様多岐にわたります。

シード基金は 2002 年の設立以来、引き続き JSDF プロジェクト立案への関係者の参加を促進する上で大きな力となっています。2007 年度には 13 件のシード基金グラントが承認され、このうちの 6 件が同年度、8 件のプロポーザル提出に結びつきました。シード基金設立以来初めて、1 つのグラントに対し 3 つのプロポーザルが行われました。

日本政府から JSDF に対しては 2007 年 6 月の時点で既に寛大にも 3 億 7000 万ドル以上の拠出を賜っています。世銀および JSDF 運営委員会（SC）を代表して、プログラムへの継続的な支援について日本政府に心からの謝意を表します。運営委員会は、プログラムの質を維持し、イノベーションを促進すると共に、終了したグラントから得た教訓を新しいグラントや、社会開発分野での世銀のより幅広い取り組みに活用するよう奨励する覚悟を改めて表明するものです。そして、財務省と世銀は、迅速かつ実証可能な利益をもたらす、現地コミュニティや CSO の自主性と能力を強化し、エンパワーメントおよび参加を実現するプログラムを引き続き促進してまいります。

アリフ・ズルフィカー

世界銀行信託基金業務局長 兼
JSDF 運営委員会 委員長

目次

JSDF運営委員会委員長からのメッセージ	iii
略語	vii
第1章 序論と概要	1
JSDFの設立と目標	1
JSDFの5つのプログラム	2
2007年度のプログラム概要	3
第2章 2002年度から2007年度の活動	4
JSDFプログラム全体	4
JSDF通常プログラム	5
津波被害復興グラント	10
JSDFシード基金	10
JSDFシード基金の影響	12
グラントの審査と承認	12
グラントの実施と報告	13
シビルソサエティ組織との協働	13
第3章 JSDFプログラムの評価	14
評価の目的	14
評価の結果	14
最も貧しく、最も弱い立場にある人々への支援	14
参加、エンパワーメントとシビルソサエティ組織の貢献	16
キャパシティ・ビルディング	16
革新性	16
持続可能性	16
プロジェクトの成果と実績	18
勧告	20
第4章 終了したJSDFグラントの検証	21
第5章 JSDFの管理とコミュニケーション	23
コミュニケーション・プロセス	23
JSDFについての詳しい情報	23
付表1 2007年度に承認された JSDFプロジェクト・グラントと キャパシティ・ビルディング・グラント	24

付表 2	2001年度－2007年度の JSDF グラント通常プログラムの地域別配分	29
付表 3	2007年度に承認された JSDF シード・グラント	31
付表 4	2007年度に承認された JSDF 津波被害復興グラント	32
付表 5	2007年度方針文書	33

罫み一覧

罫み 1	JSDF プロジェクトに求められる特徴	1
罫み 2	津波の被害を受けたタイ南部のコミュニティに対する緊急対応	11
罫み 3	アルメニア－保育システムの試験的改革	15
罫み 4	ベトナム－北部山岳地帯貧困削減プロジェクト (NMPP)	17
罫み 5	ラオス人民民主共和国－貧困層のための村落投資	18
罫み 6	北部ウガンダ－青少年更生基金 (NUYRF)	19

図一覧

図 1	2002年度－2007年の拠出、配分、実行額	2
図 2	2002年度－2007年度 JSDF グラント (種類別件数)	4
図 3	2002年度－2007年度 JSDF グラント (種類別金額)	5
図 4	2002年度－2007年度通常プログラム・グラント (種類別件数)	6
図 5	2007年度通常プログラム・グラント (地域別配分)	7
図 6	2007年度通常プログラム・グラント (セクター別配分)	7

表一覧

表 1	2007年度に承認されたグラント・プロポーザルの受領者別内訳	13
表 2	2007年度に承認されたグラント・プロポーザルの実施機関別内訳	13

略 語

AFR	Africa Region	アフリカ地域
CDD	Community Driven Development	コミュニティ主導型開発
CFP	Concessional Finance and Global Partnerships	譲許性資金・グローバル・パートナーシップ
CSO	Civil Society Organizaition	シビルソサエティ組織
EAP	East Asia and the Pacific Region	東アジア・大洋州地域
ECA	Europe and Central Asia Region	ヨーロッパ・中央アジア地域
FY	Fiscal Year	会計年度
GPO	Grassroots Producers Organizations	草の根生産者組織
GRM	Grant Reporting and Monitoring	グラント報告・モニタリング
GoJ	Government of Japan	日本政府
IDA	International Development Association	国際開発協会
JSDF	Japan Social Development Fund	日本社会開発基金
LCR	Latin America and North Africa Region	ラテンアメリカ・カリブ海地域
MBR	Maya Biosphere Reserve	マヤ生物圏保護区
MNA	Middle East and North Africa Region	中東・北アフリカ地域
NGOs	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NMPPR	Northern Mountain Poverty Reduction Project	北部山岳地帯貧困削減プロジェクト
NUYRF	Northern Uganda Youth Rehabilitation Fund	北部ウガンダ青少年更生基金
SAR	South Asia Region	南アジア地域
SC	Steering Committee	運営委員会
PIPs	Project Implementing Partners	プロジェクト実施パートナー
TFO	Trust Fund Operations	信託基金業務局
TRs	Technical Reviewers	技術審査官
TTL	Task Team Leaders	タスクチーム・リーダー
VIP	Village Investment for the Poor	貧困層のための村落投資
VPU	Vice Presidential Units	副総裁室
YOP	Youth Opportunities Program	若者への機会提供プログラム



第1章

序論と概要

JSDFの設立と目標

JSDFは日本政府と世界銀行により2000年6月に設立されました。設立当初の目的は、1990年代後半に起こった東アジア金融危機の深刻な影響に対処することでした。その後、拡張されて、途上国で最も不利な立場にある人々を直接支援するための革新的なアプローチを提供する重要な基金となりました。

JSDFの目的は:

世界銀行グループの融資適格国の貧困緩和に役立つ革新的な社会的プログラムを支援するグラントを提供することです。

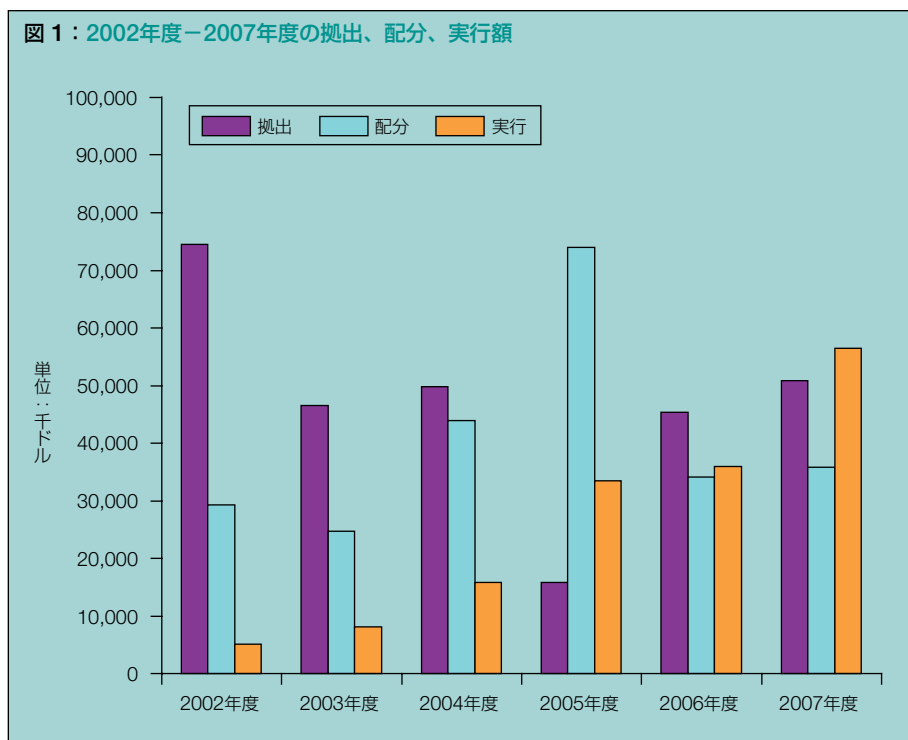
この目的を達成するために、JSDFはさまざまなプロジェクトにおいて途上国の中央政府と地方政府、非政府組織（NGO）やシビルソサエティ組織（CSO）を支援しています。これらすべてのプロジェクトにはある一定の基本的な基準を満たすことが求められています（囲み1を参照）。

囲み 1

JSDFプロジェクトに求められる特徴

JSDFプロジェクトには以下が求められている。

- 革新的であること—つまり、開発に新しいアプローチやアイデアを導入することであること。まったく新しい試みの場合もあれば、対象国にとっては新しいが、すでに別の国で成功しているアイデアを導入する場合もある。
- 恵まれず、弱い立場にある、あるいは不利な立場に置かれた人々のニーズに直接応えるものであること。居住地域、性別、年齢、民族、身体状況など、さまざまな面で弱い立場の人々が対象となる。
- 適度に速やかで実証可能かつ持続的な恩恵をもたらすものであること。JSDFは、対象となる人々に便益を提供するのに何年もかかるようなプロジェクトは支援しない。
- 現地の政府、NGO、CSOのキャパシティ・ビルディングに努め、弱い立場の人々へのエンパワーメントとなり、プロジェクト活動に関係者の参加を促すものであること。



日本政府は2007年度末までにJSDFに対し3億7100万ドルを拠出しました。プログラムの開始以来、250件のグラント（総額2億7600万ドル）が承認されました。図1が示すとおり、JSDFプログラムは全体としては過去6年間に徐々に、しかし着実に拡大してきました。実行額は当初何年間かは伸びが鈍かったものの、2007年度には5500万ドルを超えました。しかし、新規プログラムへの配分は2006年度の水準に近い3600万ドルでした。

JSDFの5つのプログラム

JSDFグラントは5つの異なるカテゴリーに分かれています。

- 通常プログラム・グラント：恵まれないコミュニティに直接恩恵をもたらす革新的なプログラムを導入することをめざすプロジェクトまたはキャパシティ・ビルディング・グラントに資金を提供する。
- シード基金グラント：少額グラントとして、通常のプログラム・グラントのためのプロポーザル作成を支援するもので、特に対象となる受益者グループとの協議を促進するための資金を提供する。対象となる受益グループは遠隔地に居住する場合もあれば、広範な地域に分散している場合もある。
- アフガニスタン特別グラント：さまざまな開発活動やキャパシティ・ビルディング活動を支援する。
- 津波被害復興特別グラント：2004年12月26日に発生し東南アジア／インド洋諸国を襲ったインド洋大津波の被害からの復興活動を支援する。
- パキスタン特別グラント：2005年10月にパキスタンで発生した地震の被害を受けた地域を復興・再生する。

2007年度のプログラム概要

2007年度は、合計2700万ドルに上る20件のプロジェクトが通常プログラムの下で承認されました。うち11件はプロジェクト・グラント、9件はキャパシティ・ビルディング・グラントでした。通常プログラム・プロジェクトの件数は2006年度と比べるとほぼ倍増しましたが、それでも2005年度に承認されたプロジェクト件数の3分の2にとどまりました。津波被害国の1つであるセーシェルは、漁業セクター復興に関連した2件のプロジェクトへの支援として240万ドルを受け取りました。シード基金プロポーザルへの資金拠出は2007年度には再び増加し、2006年度に比べると2倍以上に当たる合計61万ドルとなり、2005年度の水準に達しました。

2007年度には、JSDFプログラムからのパキスタンあるいはアフガニスタンを対象とする新しい特別グラントへの資金拠出はありませんでした。



第2章

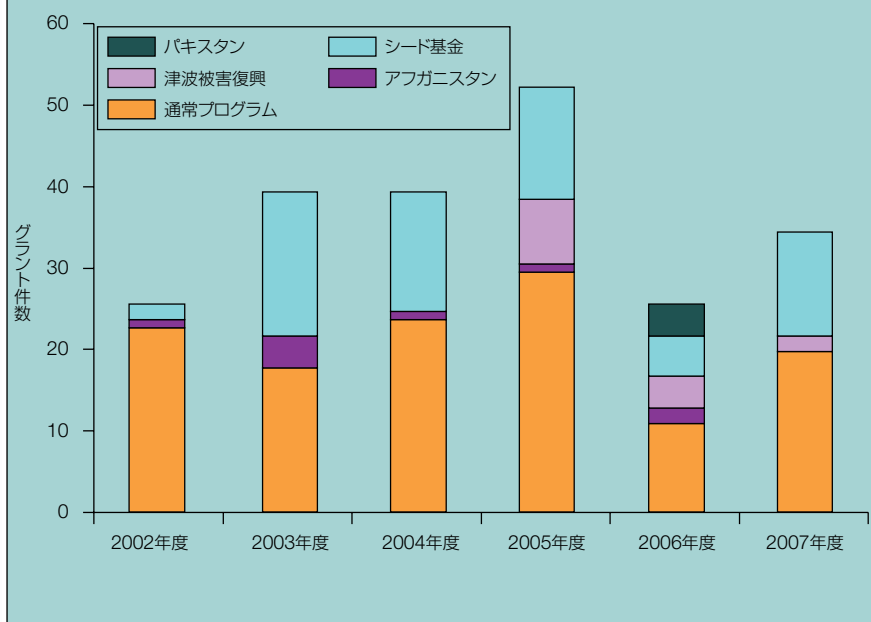
2002年度から2007年度の活動

JSDFプログラム全体

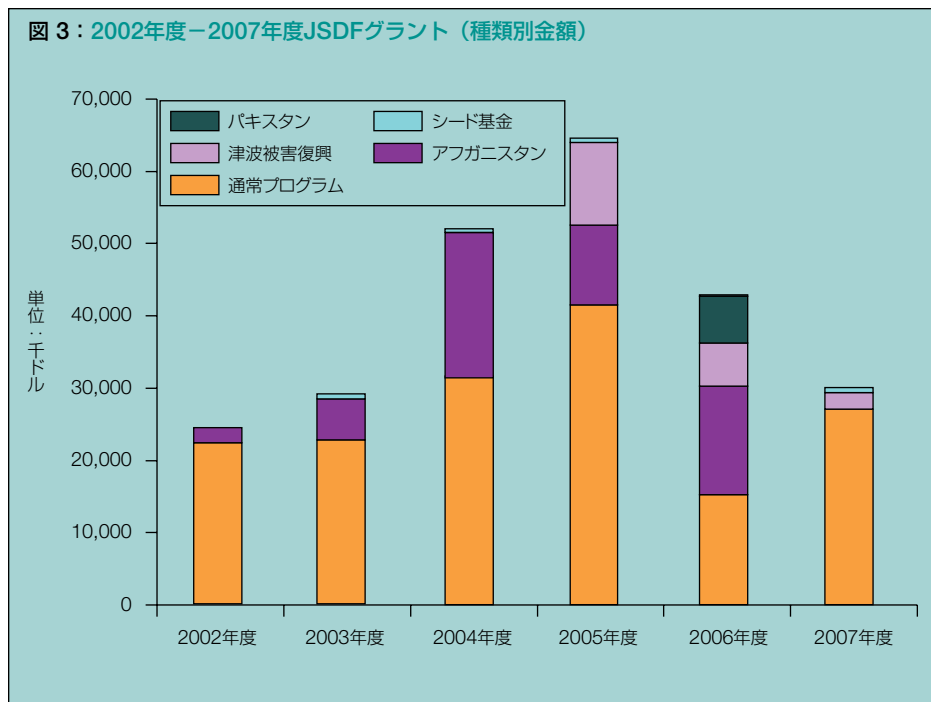
図2と3は、過去6年間（2002年度以降の）にJSDFプログラムが規模と範囲の面でどのように発展してきたかを示しています。図2から、承認されたJSDFグラント件数が2002年度の26件から始まり、2005年度には52件とピークに達し、2007年度には34件まで減少するなど、年度によって大きなばらつきのあることが分かります。2005年度に件数がピークに達したのは、通常プログラムの下で承認されたグラントだけではなく、2004年12月の津波発生を受けて承認されたグラントも含まれるためです。

図3はグラントを「金額」の点から見た場合、状況がどのように変わるかを示しています¹。承認された通常プログラム・グラントの金額は、2002年度から2005年度までは着実に増加

図2：2002年度～2007年度JSDFグラント（種類別件数）



¹ 図3の承認されたグラントに関するデータは図1の「配分」に関するデータとわずかながら異なる。承認されたグラント（図3）は、日本から承認が得られる年に記録されるのに対し、配分は、その後会計部門によって記録される。また、6月に承認されたグラントが翌会計年度である7月までは配分として記録されないこともある。



し、2005年度にはプログラム史上最高に達しました。アフガニスタン特別グラントは、件数は少ないものの金額は極めて大きく、2004年度の増加分の多くを占め、2005年度と2006年度も大きな割合を占めています。しかし、2007年度はパキスタンやアフガニスタン向けグラントの承認はなかったため、2007年度のJSDFグラントの総額は3000万ドル弱へと大きく減少しました。2007年度の津波被害復興グラントは、2006年度水準の40%でした。

JSDF通常プログラム

JSDF通常プログラム・グラントには大きく分けて2つの種類があります。

- プロジェクト・グラント：貧困層に直接救済措置を提供する活動、あるいは特に社会セクターにおける革新的試みや新しいアプローチの試行を支援するもの。プロジェクト・グラントでは、コミュニティの開発に現地住民の参加を促進するコミュニティ主導型開発（CDD）のアプローチがよく用いられます。JSDFプロジェクト・グラントは、単独のプロジェクトの資金として提供されることもあれば、世銀グループなどの資金を得てより大規模に再現される可能性のあるパイロット活動の資金として提供されることもあります。
- キャパシティ・ビルディング・グラント：地方政府とコミュニティの協力を促すことにより、また現地コミュニティの意思決定や説明責任を改善することにより、現地コミュニティ、地方政府、地方機関、NGOなどを強化するキャパシティ・ビルディング活動に資金を提供するもの。

プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラントのどちらも、2006年世界開発報告の定義による低所得国と低位中所得国を対象としています。

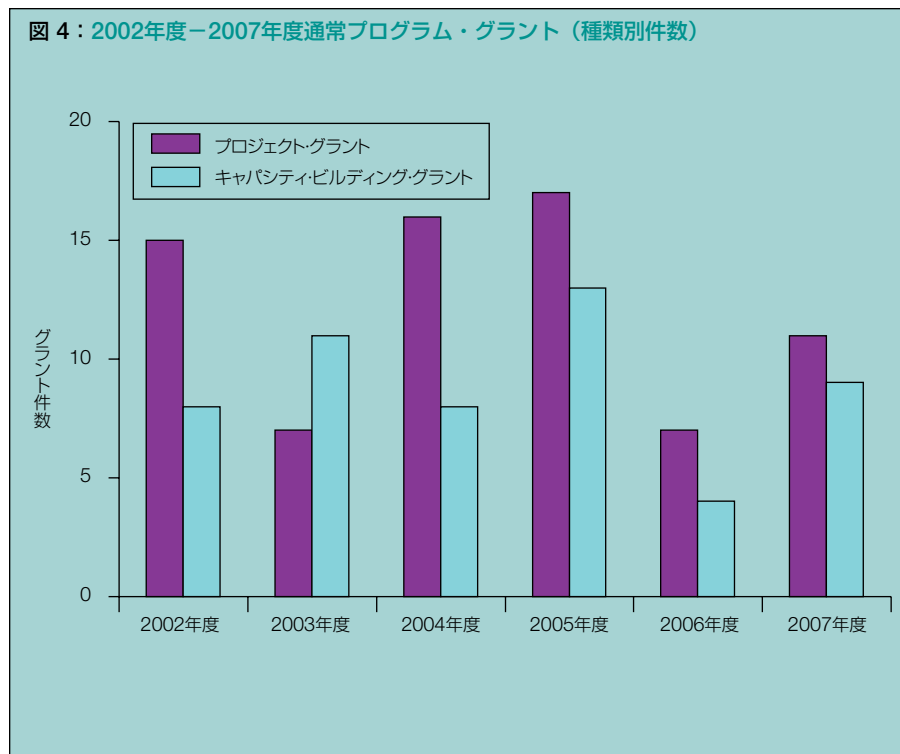


図4は、2002年度以降、2種類のグラントがどのように配分されてきたかを示しています。2006年度と比べると、2007年度はプロジェクト・グラントは50%増加、キャパシティ・ビルディング・グラントは100%増加しました。2007年度はどちらの種類のグラントも件数では2005年度の水準に達しなかったものの、前年度に比べると増加していることは、貴重な資金源としてどちらの種類のグラントに対しても需要が増加しているのを示しています。

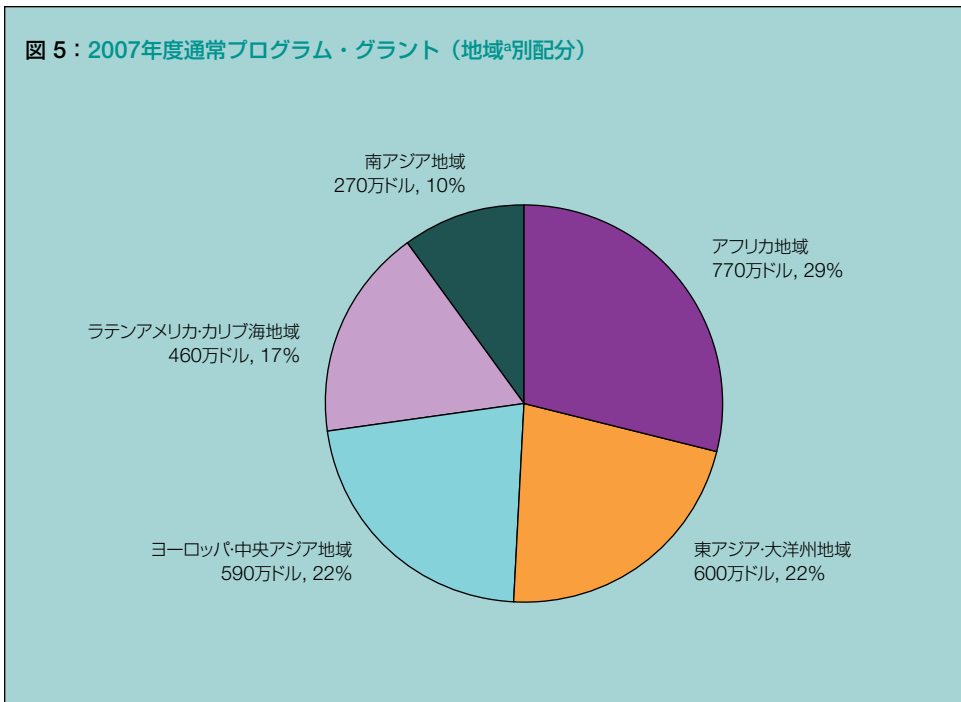
JSDFの「2007年度方針のガイドラインおよびプログラムの配分」により、「JSDF基金総額の約50%は東、南および中央アジアの適格国に配分される」ことが義務付けられています（付表5を参照）。図5と付表1は、2007年度はJSDFがこの目標を上回り、これらの地域に配分された資金が54%となったことを示しています。2002年度－2007年度の期間を通じてみると、目標は優に達成され、グラントの60%強（1億200万ドル）が南、東および中央アジア向けだったことが分かります。付表2はJSDFグラントの地域別配分を示しています。

図6は、2007年度通常プログラム・グラントのセクター別配分を示しています。JSDFが社会開発を重視したものであることを考えれば、グラントの約42%がジェンダー、社会的統合、社会的保護、リスク管理などの分野をカバーしていることは意外ではありません。ほかにも重要なセクターとしては、農業・漁業・林業、保健その他のサービス、ならびに法律・司法、教育があります。

2007年度に承認されたプロジェクトのいくつかの特徴は注目に値します。

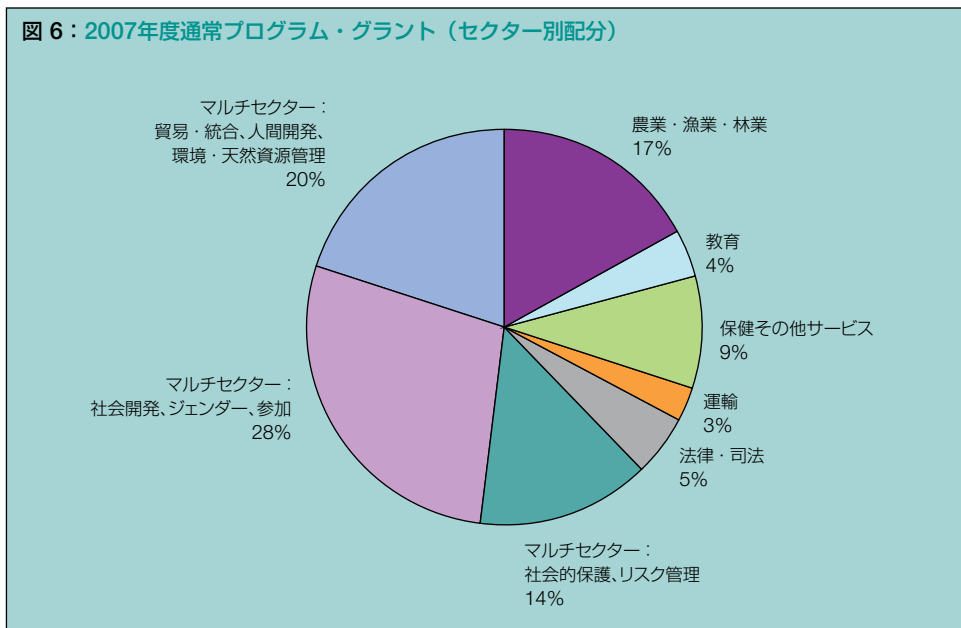
- 財務省が承認した11件のプロジェクト・グラントのうち6件は女性や若者を対象としたものでした。グルジアへのグラント支援は、さまざまな人種、地域、農村コミュニティの若者を彼らが親しみやすいスペースの設立や青年起業家のためのパイロット事業開発イニシアティブ、地域レベルで若者問題に取り組む機関へのキャパシティ・ビルディング支援を通じて若者たちの社会的統合を促進し、彼ら

図 5：2007年度通常プログラム・グラント（地域別配分）



a. 地域別配分は、副総裁室への配分を含んでいる（例えば、法務とネットワーク）。

図 6：2007年度通常プログラム・グラント（セクター別配分）



が通常の社会・経済・政治的生活を送れるようにすることを目指しています。コロンビアでは、グラントは、技能職の訓練や代替就業機会の提供を通じて、暴力や違法活動あるいは自滅的な行為に代わるものを若者たちに与えることにより、カルタヘナ・デ・インディアス地区の最貧困区画に住む若者たちの生活の質を改善するでしょう。タイの場合は、若者を対象に、オートバイ用ヘルメットの着用促進および道路安全問題への意識向上を通じて、オートバイ事故による頭部損傷や負傷による死亡を減らすことに寄与するものです。アゼルバイジャンでは、現在は孤立した新しい定住先や大都市の収容センターに住み、戦争の後遺症に長く苦しみながら暮らしている国内難民の若者たちの社会的統合

を促進すると共に経済的機会を拡大することを目指しています。インドネシアでは、コミュニティの女性をエンパワーメントすることにより関連したいくつかのプログラムを切実に必要としているコミュニティに食料確保手段を提供することができる費用対効果に優れた介入措置が開発・試行される予定です。ウズベキスタンの場合は、貧しい農村世帯の恵まれない農民や女性が、アラル海の水位低下によって引き起こされた地域の環境悪化に取り組みつつ、コミュニティ・ベースの零細シルク企業を設立・維持することにより養蚕と絹業から所得を得る機会を拡大することを通じて暮らしを改善する機会に恵まれるでしょう。

- 多くのプログラムは、貧しい人々へのサービス提供や情報アクセスの改善に重点を置いています。例えば、シエラレオネへのグラントは、法律機関へのアクセスを改善し国民に対する国家機関の説明責任を強化することにより、また市民が直面する不正について現実的解決策を提供することにより、法的支援サービス提供のモデル開発支援に充てられます。モザンビークでは、住民の健康状態改善のための基本的保健サービスをコミュニティがもっと利用しやすくするため、革新的なアプローチが導入されます。ドミニカ共和国の場合は、コミュニティ内の弱い立場にある恵まれない人々が情報法へのアクセスにより利益が得られるようグラントが利用されます。ルーマニアでは、社会の発展から取り残されたロマ族の人々に的を絞ったプロジェクトとして、ロマ族居住地域の現地シビルソサエティ組織を強化し、ロマ族の社会的統合を監視・評価し、かつこの情報を広く利用できるようにする参加型ツールを開発・実施します。



コロンビアではJSDFグラントの下、7つの学習センターで生徒を対象にヨガ、太極拳、治療的整體などの活動が行われています。
写真：Martha Laverde



スリランカの村落で作業する村の人々。写真：Ashoka Herath

- ほかに、コミュニティのキャパシティ・ビルディングを助け、持続可能な暮らしを形成するために所得獲得機会を拡大する支援プロジェクトもあります。パラグアイでは、先住民コミュニティのサブプロジェクトおよびコミュニティ強化活動の設計・実施を通じて、これらのコミュニティの地域開発能力と意思決定能力を構築します。グアテマラでは、キャパシティ・ビルディング用の資金が持続可能なコミュニティの暮らしに役立つ経済的多角化とガバナンスを改善するために用いられるでしょう。マリの場合、参加・統合型の方法で事業開発を管理する能力を強化することで、貧しい小規模綿花農家のエンパワーメントを図ります。ケニアへのもう1件のキャパシティ・ビルディング・グラントは、ケニア農村部における草の根および地区レベルの伝統的な薬草療法師のために特に設計された活動を支援するもので、将来、実効性のある伝統療法を科学的に実証し、逆症療法との正式な統合を図るための基礎となるでしょう。インドへのグラントは、インドでも特に貧しいが豊かな文化遺産で知られているいくつかの州における文化産業市場とその関連セクターで農村部の熟練職人の暮らしを改善する機会を強化することを目指しています。ブラジルでのグラントは、農村部の生産者組合に組織され、農産物加工・販売、手工芸品その他の軽工業の分野で活動している北東部の貧しい草の根の生産者組織を対象にその市場機会を強化・支援・拡大します。
- 貧しいコミュニティの物理的生活条件を改善するため、2つのグラントが提供されました。パキスタンへのグラントは、住宅と生活条件の改善を通じて北部の経済・社会的貧困を削減することを目指します。パキスタン北部の4つの地域に住む約7万人がこのグラントの恩恵を得るでしょう。フィリピンでは、シビルソサエティ組織・地方政府・コミュニティのパートナーシップを促進するための実行可

能なモデルが作成されるでしょう。それはシェルター建設のニーズに取り組み、物理的条件および環境条件を改善し、都市部の貧困コミュニティの経済的機会拡大に重点を置いたものとなります。

JSDFは革新性を特に重視しており、2007年度の新規グラントは依然、これが重要な特徴であることを示しています。例えば、タンザニアでは、現金給付プログラムがコミュニティ主導型開発アプローチを用いて試行されることになっています。インドネシアでは、貧しいコミュニティや恵まれない人々が、貧困を削減し、貧しい村を活気づけ、村民が争いの種となる問題を集団的に解決し文化的創造性を発揮できるよう地域開発に従事することをめざします。

津波被害復興グラント

2004年12月26日、強力な海底地震が津波を引き起こし、多くのインド洋諸国の沿岸に恐るべき被害をもたらしました。この大災害に対し、世界中からかつてないほどの支援の手が差し伸べられました。過去に度々津波を経験している日本も、緊急援助および長期的復興援助を申し出ました。JSDFもそのひとつの援助手段として活用されています。

日本政府は、津波の被害を受けた国々における再建措置を直接的に講じる活動や、貧困層へのサービスや施設の改善をめざす活動の資金としてJSDFグラントを利用することに同意しました。日本政府はまた、この例外的な状況の中、JSDFグラントの利用を促進するため、JSDFグラントに通常設けられている利用制限を一部緩和することに同意しました。その結果、どの津波被災国もグラントを申請することができ、また現在実施中のグラントへの追加としても、新規のグラントとしても、プロポーザルを提出できるようになりました。さらに、必ずしも既存の世銀プロジェクトを補完するものでなくてもよく、通常のJSDF申請ラウンドを待たなくてもよいようになりました。

2007年度末までに、14件の津波被害復興グラントが日本政府の承認を受けました。これらのグラントは、津波被災国のうち、インドネシア、モルディブ、スリランカ、タイ、ソマリア、セーシールの6カ国に対するものです。2007年度に提供された津波被害復興グラントの詳細は付表4に示されています。2007年度より前に承認された津波被害救済グラントの最初の詳細な現状報告は、以下の囲み2に要約されています。このプロジェクトについてのさらに詳しい情報はJSDFのウェブサイトに掲載されています。

JSDFシード基金

JSDFプロジェクトは、社会から取り残されたり、不利な立場に置かれたりしているコミュニティを支援することを意図しており、プロジェクト・プロポーザルが審査される際には、対象となる受益者と協議が行われプロジェクト設計に関係したことが明らかになっていなければなりません。首都圏の都市から遠く離れていることもあるコミュニティとの参加型協議のプロセスを促進するには特別の資金配分が必要となります。このような背景から、日本政府は2002年3月にこのプロセスを促進するための特別基金を設立することに同意しました。シード基金グラントは、JSDFプロポーザルを準備中で、参加型活動を組織するために資金を必要とする世銀チームに提供されます。JSDFプロジェクトは、需要主導型活動に資金提供するものであるため、グラント活動の設計に参加型アプローチが採用されるよう関係者との

図み 2

津波の被害を受けたタイ南部のコミュニティに対する緊急対応

グラント額：195万ドル

グラント受領機関／実施機関：世銀

グラントの目標：

グラントの全体的な目標は、津波の被害を受けたタイ南部のコミュニティを支援することにある。グラントは以下の目的に利用される。(i) コミュニティがそれぞれの社会・文化・環境面の資産を再建し、失われた生計手段を取り戻すのを助けるため、コミュニティに中期的支援を提供する。(ii) コミュニティおよびコミュニティ組織間のネットワーク作りと相互学習を促進する。(iii) 被災したコミュニティの人々が精神的ショックを受けたコミュニティを支援し指導力を発揮するのを助けると共に、沿岸・海洋生態系の持続可能な管理を支援する。

グラントの内容

このプロジェクトの下で、96のコミュニティおよびコミュニティ・ネットワークに3つのプロジェクト実施パートナー（PIP）を通じてブロック・グラントが提供される。対象となるサブプロジェクトは大きく分けて、小規模インフラ（例えば、コミュニティの商店、センターや埠頭）と暮らし再建活動（例えば、魚の養殖などコミュニティ企業向けに機器や設備を購入する資本を提供）の2つである。プロジェクトの開発目標が確実に達成されるよう、グラントはモニタリング・評価システムの設立にも充てられる。

2007年2月-4月に実施された受益者中間評価は、重要な点を明らかにすると共に提言を行っている。村の指導者やプロジェクト受益者によれば、JSDF資金による活動は、表明された彼らのニーズと緊密に結びついてPIPの活動を促進していることが確認された。全員が主要な職業は漁業であると表明していた村民は、職業に就くことと収入を得ることを優先している。資金が提供されたプロジェクトには漁業設備資金、村の協同組合店、補完的職業グループなどがある。

予想される調査結果領域と得られた教訓

プロジェクト完了前に、グラントの成果を評価するための数量的調査および受益者評価が再度実施される。グラント最終報告書は、プロジェクトが何を達成しようとしたか、どのようにその目的を達成しようとしたか、それはどのような影響を及ぼしたかを明らかにするために、モニタリング・評価システムから得られたデータが盛り込まれる。この報告書には、得られた教訓が記録され、世銀のCDDプロジェクト同様、現在と将来の政府の政策およびプログラムへの適用可能性が明らかにされる。

プロジェクト実施の中間段階で、興味深い成果と潜在的な影響および得られた教訓が、以下のとおり明らかになってきている。

社会資本およびコミュニティ・エンパワーメント コミュニティやPIPなどの関係者は、プロジェクトの最も重要な潜在的影響は自らの開発の管理能力向上のために参加コミュニティの能力を強化することにあるとする点で意見が一致している。

経済的利益 多くのコミュニティが、経済取引における「仲買人」の役割を除去するという明確な目的を掲げる経済活動を提案した。

持続可能性 このグラントの資金に基づく活動が持続できるかどうかは、多くの要因に左右される。たとえば、活動とコミュニティの優先課題との調整、コミュニティ参加の質、提供される学習とネットワーク作りの機会、資金が継続的に入手できるかどうかなどだ。コミュニティ活動が資金面で長期的に持続可能となるモデルとしてのコミュニティ・ベースの貯蓄グループ、村の銀行、コミュニティ基金の潜在性が、特に関係者の関心を集めている。

弱い立場にある人々を対象に 実施中に、ある2つのグループに手を差し伸べる必要があり、働きかけのための新たな手段を必要としていることが明らかになった。市民権のない移民から生まれた子供とイスラム教コミュニティの女性たちである。最終報告書では、これらの人々を社会に統合する上でどんな措置が有効だったかに焦点を当てる。

集中的協議が必要となります。そこで、受益者となるコミュニティやシビルソサエティ組織、NGO、現地政府担当官からタスクチームが直接情報を引き出すことができるように、5万ドルを限度とするグラントが提供されます。JSDFシード基金グラントの実行期間は最大12カ月です。

2002年度以降、67件のシード基金グラントが承認されました。このうちアフリカ（AFR）を対象としたものが24件と突出して多く、16カ国がその恩恵を受けています。ほかにもシード基金グラントの利用が多かった地域は、ヨーロッパ・中央アジア地域（ECA）が14件、東アジア・大洋州地域（EAP）が12件、ラテンアメリカ・カリブ海地域（LCR）が10件、南アジア（SAR）が6件でした。シード基金の設立以来、3件以上のシード基金グラントを受け取ったのはインドネシア1カ国のみでした。

付表3は2007年度に承認された13件のシード基金グラントの一覧です。これらのグラントが地理的にも、また専門分野の点でも広い範囲にわたっていることは明らかです。中東・北アフリカを除いて、世界銀行の定義するすべての地域において、シード基金グラントが利用されています。コロンビア1カ国のみが2件のグラントを得ました。対象となったテーマは、セネガルにおける子供の物乞い根絶から、ネパールにおける貧しい家庭の子供を対象とした中学校奨学金の支給、中東におけるバングラデシュからの移民の社会的保護の強化、カンボジアの土地分配における良いガバナンスの強化など、多岐にわたりました。

JSDFシード基金の影響

すべてのシード基金グラントが必ずJSDFプロポーザルに結びつくというわけでも、シード基金のグラントを使って準備されたすべてのプロポーザルがJSDF運営委員会（SC）により承認されるわけでもありません。協議の目的は、当初のプロジェクト案が対象となるコミュニティのニーズや期待に沿うものであるかどうかをチェックすることです。ずれが生じる可能性もあれば、ほかのプロジェクトの方がコミュニティのニーズに対応していると判明する可能性も常に残っています。とはいえ、シード基金プロポーザルは、JSDFプロポーザルとして承認される可能性について慎重かつじっくりと審査されて、見極められます。

シード基金が始まってからの2年間は、運営委員会によって承認されるに至ったプロポーザルがほとんどなかったことは注目に値します。2002年度－2007年度には67件のシード基金申請が承認され、うち32件はプロポーザルとして日本政府によって承認されました。特に2007年度には、8件の通常プログラム・プロポーザルが運営委員会に提出され、承認されましたが、これらは、6件のシード・グラントから始まったものでした（カンボジア向けの1件のシード・グラントから3件のプロポーザルが提出されるに至りました）。したがって、シード基金の約50%が2002年度－2007年度の期間にプロポーザルへと行き着いたこととなります。

グラントの審査と承認

JSDFグラントのプロポーザルはまず技術審査官によって吟味され、それぞれの国の弁護士と会計官、世界銀行国別担当局長とセクター・マネージャーならびに地域の信託資金調整官の承認を受けます。次に、世界銀行JSDF運営委員会がプロポーザルを審査し、最小限の手直しを加えた後に日本へ提出されるか、一旦タスクチームに戻し修正後に再提出を求めるか、あるいは却下されます。運営委員会

は、JSDFの基準を満たしたプロポーザルのみを日本政府（GoJ）の承認を求めて提出し、これを受けて日本政府は承認／却下するか、さらなる情報を求めます。日本政府の承認が得られた場合、弁護士がグラント契約書の作成にとりかかります。

グラントの実施と報告

JSDFグラントを実施する際は、世銀の調達・財務管理ガイドラインに準拠しなければなりません。この点では通常の世銀融資と同じです。グラントの実施期間は、グラント契約調印の日から最長4年です。グラントを実施できるのは、地方政府、NGO、CSO、地域団体です。世銀タスクチームは年に1回グラントの進捗報告書を提出しなければなりません。この報告書の抄録は、JSDFウェブサイトに掲載されています。このほど、終了したJSDFグラントについて新たに検証プロセスが導入されました。第4章は、最新の検証結果を示しており、対象は2007年度に活動を終了したグラントすべてです。

シビルソサエティ組織との協働

JSDFは、NGOやシビルソサエティ組織（CSO）がグラントの計画立案や準備、実施に参加することを奨励しています。これまでの経験から、有能なNGOには政府プロジェクトにはできない形で貧困層に働きかけることが可能であることがわかっています。JSDFの下、NGOやCSOは受領と実施のどちらの機関になることもできます。ただし、各国の法律や政府の意向によっては、政府が受領機関となりNGOやCSOが実施機関となる場合もあります。さらにNGOやCSOと政府が共同で実施に当たる場合もあります。

以下の表は、2007年度に承認されたグラント・プロポーザルの内訳です。表1からは、20件のJSDFグラントのうち8件で政府が受領機関となっていることがわかります。

表 1：2007年度に承認されたグラント・プロポーザルの受領者別内訳

	グラント件数	%
政府	8	40
NGO／CSO	12	60
合計	20	100

表 2：2007年度に承認されたグラント・プロポーザルの実施機関別内訳

	グラント件数	%
政府	8	40
NGO／CSO	11	55
政府／NGO／CSO 共同	1	5
合計	20	100

表2は、NGOやCSOを実施機関とすることの利点が認識されたことを示しています。2007年度に承認されたグラントの55%がNGOやCSOによって実施されており、さらに5%はNGOやCSOが政府機関と共同で実施しました。

JSDFグラントは、大いに切望されている介入を拡大するためささやかな活動をしているNGOやCSOのエンパワーメントに役立てることができません。NGOやCSOを支援することにより、JSDFはキャパシティ・ビルディングや、最も弱い立場にある人々を支援する活動の持続可能性向上に貢献することができます。



第3章

JSDF プログラムの評価

評価の目的

主に以下の3つの目的のために2006年6月から12月にかけてJSDFプログラムの評価が行われました。

- これまでに達成されたJSDFの成果と開発への影響を検証する。
- 同プログラムの目標に照らして、JSDFの全体としての、また特定のグラントの実績を評価する。
- 同プログラムが将来その目的をより効果的に達成できる方法について勧告を行う。

これまでの活動の中から（80%以上終了した）プロジェクト43件が審査のために選ばれました。グラントの実績は高い、十分、適度、低いの4段階で評価されました。

評価の結果

評価結果は、43件のプロジェクトの書類審査、関係者のインタビュー、任意に選ばれた10件のプロジェクトを評価するための8カ国現地調査の結論、タスクチーム・リーダー（TTL）の実施したウェブ上での調査に基づいています。評価チームは、JSDFプログラムの主要な特徴を審査し、その主要目的という点ではJSDFがかなりの成功を収めたと結論づけました。同チームは、「JSDFは世銀が管理するさまざまな信託資金の中でもユニークな位置を占めている」²と記しています。

最も貧しく、最も弱い立場にある人々への支援

JSDFプロジェクトの書類審査の結果、「セーフティ・ネット」をテーマにしたプロジェクト（例えば保育システム改革）は最も弱い立場にある人々を支援するという点で総じて成功であったことがわかりました。現地調査の結果、受益者はコミュニティ・グループやCSOの関与を通じてプロジェクト設計に参加していたこ

² ITAD、「日本社会開発基金の戦略的評価」、2007年6月。

とがわかりました。さらに、この評価では、JSDFプロジェクトは、不利な立場に置かれた人々に革新的なアプローチによって直接利益をもたらすという点で、ドナー協定に基づく他の類似プロジェクトよりも成果を挙げていることが明らかとなりました。ウェブ上の調査では、TTLの大半が、JSDFプロジェクトは世銀の他のどの手段よりも、最も貧しく最も弱い立場にある人々に着目していると強く感じていることがわかりました。アルメニアにおける保育システムの試験的改革プロジェクト（以下の囲み3を参照）が評価チームによって審査された結果、最も貧しく最も弱い立場にある人々を対象とした優れたモデルであると評価されました。

囲み 3

アルメニア—保育システムの試験的改革

グラント額：96万1000ドル

グラント受領機関／実施機関：財務省

このグラントは、次の方法によってアルメニアの児童福祉改善を目指した。すなわち、(i) 危険状況にある子供たちに対する社会支援の有効性を高める、(ii) 親による子育てを受けられず現在施設に入所している子供ならびに障害児のために家族ベースの育児を試験的に実施する、(iii) 危険状況にある子供とその家族に対する支援へのコミュニティの参加を奨励する。

社会的に弱く危険状況にある家族と子供は、アルメニアのシュラク・マーズ地方、特にギュムリ市でかなりの数に上る。同市は1988年の大地震で壊滅的被害を受け、さらにアルメニアで進行中の経済移行プロセスに起因する景気後退に苦しむ上、戦争と封鎖に影響されるなど、状況は悪化していた。地震後に生まれた子供の多くは、木の小屋、配達用トラック、キャンピングカー、テントなど一時避難所で成長し、適切な社会的保護を受けることができないでいた。それからほぼ20年たった今でもなお、約4000組の家族が一時避難所に住んでおり、子供たちの通学用の衣服や靴を買う余裕がないほど深刻な貧困状態にある。そのため、本プロジェクトは、貧困削減という状況を背景に、危険に瀕した家族や子供の現地のニーズに大いに合致するものとみられている。

プロジェクトの当初は、被災地域での調査の実施と危険に瀕した家族と子供のデータベース構築のために大きな努力がなされた。プロジェクト受益者選定の手順は客観的であり、調査データに基づいて対象となる家族と子供が特定され、個人ファイルが作成された。その後、会議が開かれ、視察や個人面談が行われ、どんな対策を取るか、どの家族と子供を対象として支援するかが決定された。

評価作業の結果、アルメニアで危機に瀕した子供の数が膨大であることやこの問題対応のためのサービスが限定的であることを考慮すれば、本プロジェクトはきわめて適切であるとの結論が下された。本プログラムは、弱い立場にある子供たちを施設に入所させるという以前のシステムの代わりに、危機に瀕した家族の生活再建を支援するという点に重点を置いたものであり、子供の保育状況を全国規模で変革するのを支援することを目指したという点で野心的なものであった。本プロジェクトは、JSDFの貧困削減という目標と理念に完全に合致している。



保育センターにて。写真：Yuri Kozyrev

参加、エンパワメントとシビルソサエティ組織の貢献

現地調査の結果では、「適度」の評価が多く、多くの場合、エンパワメントよりも参加の方が目立ちました。ウェブ調査では、TTLが参加を「JSDFプログラムの最も重要な特徴」であるとするはごくまれであり、エンパワメントについての言及はありませんでした。「十分」と評価された参加は特に実施中のものでしたが、エンパワメントは事実上皆無でした。これは、以前のJSDFプロジェクトに実施期間2年という制約があったからかもしれません。実施期間は4年に延長されたので、今後エンパワメントがもっと際立つようになる可能性はあります。

キャパシティ・ビルディング

キャパシティ・ビルディングはJSDFプロジェクトの重要な特徴であり、全体としての実績は「十分」と評価されています。評価チームは、「技術的な」分野と「参加／促進プロセスと技能」のどちらにおいてもキャパシティが向上したとしています。TTLは、JSDFがキャパシティ・ビルディングにおける世銀のベスト・プラクティスを向上させたとして評価しています。

革新性

プロジェクトは、革新性については「高い」実績を上げていると評価されました。革新性は、TTLからも単独ではJSDFで最も重要な特徴であるとされました。革新性の最も一般的な形態は、コミュニティ開発のコンポーネントに、あるいはさまざまな機関との協働や協力の方法に見られました（例えば、当該国のNGOを実施機関とするなど）。それぞれの国の状況に照らして革新的であると評価されるプロジェクトもあれば、社会から取り残された特定のグループあるいは遠隔地のグループを支援するという点で革新的であると評価されたプロジェクトもありました。ベトナム北部山岳地帯貧困削減プロジェクトは、辺鄙な集落に住む人々の貧困削減に取り組む革新的なアプローチでした（囲み4を参照）。

持続可能性

現地調査の結果、プロジェクトの半数弱は、持続可能性の見通しに関しては「十分」の評価でしたが、検討された事例のうちで1件を除くすべてにおいてグラントはIDAプロジェクトのコンポーネントへ、あるいは他のドナーの支援を得てプロジェクトへと格上げされました（あるいは既に格上げされていたものもあります）。現地のコミュニティ組織が以前のプロジェクト活動を維持したことで持続可能性が確保されたプロジェクトの例もありました。囲み5のラオス人民民主共和国の村落投資プロジェクトは、IDAグラントの終了後も続いているプロジェクトの例であり、他のドナーにより全国規模でモデルとして採用される可能性があります。

囲み 4

ベトナムー北部山岳地帯貧困削減プロジェクト (NMPRP)

グラント額：139万5000ドル

グラント受領機関／実施機関：企画・投資省

NMPRPは、遠隔地の少数民族コミュニティを対象とするマルチセクター貧困削減プロジェクトである。それは、コミュニティ参加に基づいた新しいプロジェクト実施アプローチの試行と評価を目指した、JSDF支援による大規模なコミュニティ・ベースの貧困削減プロジェクトとして初めての試みであった。このJSDFグラントの目的は、フォト (Pho To)、バクジアン (Bac Giang)、ホアビン (Hoa Binh) 各州の計12のNMPRP実験対象集落のうちの6つに資金を提供し、参加型モニタリングを導入して、メインプロジェクトの最初の2年間におけるパイロット活動を支援することだった。このグラントは、2種類の集落におけるプロジェクト活動の大半を検証することを目指した。

NMPRPは集落投資プログラムとして設計され、個々の世帯を対象とするものではなかった。その目標は、「貧しい村が多様なインフラや社会サービスを利用し」、「集落・地区レベルで機関としてのキャパシティ・ビルディングを図る」ことにあった。革新的な特徴としては、資金の配分により村の通常予算を引き上げることで村の保健サービスを支援したこと、村レベルのより小さな規模のインフラへのシフトが挙げられる。NMPRPの重要な特徴は、参加型アプローチを採用した点にある。試験的プログラムは、全体としてのプロジェクト・サイクルの枠内でコミュニティ参加の方法、特にコミュニティ・インフラ・プロジェクトとコミュニティ調達のモニタリング方法を開発するのに役立った。NMPRPは、村を対象および参加の主要な単位とする政府機構内で実施された最初のプロジェクトの1つだった。コミュニティ参加の重視は、政府が採用した全体的な改革計画でも支持された。

このグラント独自の特徴は、このために組織された日本のNGOのコンソーシアムによって活動の一部が実施されたことだ。

その実験的な性質および組織的なレベルでのキャパシティ・ビルディングを特に重視したことから、対象となった受益者には全体として大きな効果があった。



農作業を終えて帰途につく子供たち。写真：Tran Thi Hoa

囲み 5

ラオス人民民主共和国— 貧困層のための村落投資

グラント額：116万1000ドル

グラント受領機関／実行機関：農林省

貧困層のための村落投資プロジェクトは、農村部の貧困世帯、特に少数民族世帯の暮らしを向上させ、その際に農村コミュニティが自らの問題に取り組めるよう能力を強化することを目指すものである。具体的には、以下のことに取り組むことになる。すなわち、a) 農村部の貧困世帯がそれぞれのコミュニティにおいて食糧確保と基本サービスを向上させるのを支援する、b) サブプロジェクトの計画立案、設計、実施、運営と維持およびモニタリングのための意思決定と運営面の能力をコミュニティ・レベルで強化する、c) 地方政府と地区の農林業支所のプログラムと資金力を強化し、コミュニティの需要と優先課題に効果的に対応できるようにする。

ラオス人民民主共和国の村落投資プロジェクト（VIP）で用いられたアプローチは、国全体に、またおそらく他の国でも応用可能なモデルの代表例である。VIPアプローチは、生産的な目的のため個人（あるいは小集団）向け融資を、コミュニティ・レベルのインフラ施設——コミュニティの成員が以前から確認しており自ら管理した施設——向けグラントと組み合わせるものである。このアプローチは、企業の生産性を高め、コミュニティ・グラントを通じて村の最も貧しい人々に恩恵をもたらすシステムを確立させた。

プロジェクトの成果と実績

プロジェクトのコンポーネントと成果の実績。書類調査の結果、未達成という重大な問題を抱えていたプロジェクトは約10%に過ぎないことが分かりました。「ひとつのグループとして」現地調査を受けた10件のプロジェクトのうち、7件は成果の水準が「いくつかの弱点はあるが良好」とであると評価され、3件は「数点の弱点があり成果の質はまあまあ」と評価されました。10件のうちの4件には中止となったコンポーネントが1つ以上ありました（がその大半はあまり重要ではありませんでした）。2件では、JSDFプロジェクトの総じて短い期間では政策の改善という目標を達成することが困難な中、一定の成功を収めました。JSDFは、インフラの種類を選択やプロジェクト管理、および遂行された仕事に対する支払いに関しては受益者が「全責任を負う」コミュニティ・インフラ開発のアプローチで他に先駆けて成功を収めました。

成果 - グラント開発目的の達成。評価チームは、視察したプロジェクトのいくつかの「影響」に注目しました。たとえば、ベナンの児童売買、アルメニアの2つの町における子供とその家族の暮らしの向上（後者の場合は比較的小規模）、ラオス人民民主共和国の家計所得の向上（貧困層のための村落投資）、インドネシア（辺境地域の漁業コミュニティ）、ウガンダ（囲み6の若者の職業訓練）です。評価チームは、提供された小口融資の額を考慮すれば、所得面の利益は人々の暮らしを根本的に変えるために十分であるというよりは、むしろ補完的であると感じました。現地視察により、調査の対象となったプロジェクトの多くは実験的なものであり、その規模は本質的にごく限られているという制約がありながらも、JSDFプロジェクトが人々の暮らしにいくつかのはっきりとした違いをもたらしたことが確認されました。

JSDFプロジェクトの付加価値。終了したさまざまなJSDFグラントから得られた実地の経験により、教訓を得て世銀と受領国の業務に付加価値をもたらす可能性はきわめて大きいと言えます。書類調査

北部ウガンダー青少年更生基金 (NUYRF)

グラント額：166万1000ドル

グラント受領機関／実行機関：財務・経済省

本グラントは、ウガンダ北部の弱い立場の若者たちを対象とした支援のメリットと実現可能性を選択的にテストすることを目指している。このグラントはまた、実施手順、特にCSOやコミュニティ・ベースの組織（CBO）を実施に関わらせる方法を試行することも目指していた。グラントの目標は、こうした子供たちの緊急の問題にできるだけ迅速に取り組むことであり、またグラント資金を受けた活動が関連するIDAプロジェクトを補完すると共に、この活動によって目的達成の努力を強化することにあった。

プロジェクトは18地区の3152人の若者に職業技能訓練を実施した。プロジェクトの終了後、受益者評価が行われ、350人の受益者がインタビューを受けた。その77%は、プロジェクトによって取得した職業技術を使い続けていた。80%以上は、講習をその内容、実用性、運営について「良い」あるいは「とても良い」と評価した。これらの結果から、特定の技能を若者に修得させるというプロジェクトの目標に関しては、プロジェクトは成功したと言えるだろう。

プロジェクトを通じて、訓練コースに参加した受益者だけでなく、主要実施機関であるワールド・ビジョン・インターナショナルならびに訓練を行う機関や個人の能力も向上した。訓練を実施した機関は、その経験自体だけでなく、財務管理や心理的・社会的支援の訓練からも得るものがあったと報告した。ワールド・ビジョンはいくつもの教訓を得て、その後のプログラムに活かすことができたし、世銀やウガンダ政府と国レベル・区レベルで協力して活動する経験を積んだ。したがって、プロジェクトのモニタリング・評価の文書にあるひとつの目的、すなわち若者独自のニーズに応えるためにCBO、民間セクターおよびNGOのキャパシティ・ビルディングを図るという目的は達成された。

第4の目的である「若者が世銀プロジェクトの活動に参加できるようにする」ことも、ある程度は果たされた。NUYRFの受益者を特に器具申し込みの際に優先するとの方針が設けられている。

NUYRFで得られた成果は、IDAの主要プロジェクトに影響を及ぼし、同プロジェクトでは、若者対象の訓練を実施する「若者への機会提供プログラム（YOP）」のための資金が600万ドル増額された。YOPでは、NUYRFアプローチのいくつかの特徴を採り入れている。NUYRFの受益者がこの世銀プロジェクトの下での資金援助の恩恵を得たケースもある。



グラントによるプロジェクトでミシン操作を覚え、市場で作業できるようになった。
写真：Curt Carnemark

は、新しい、あるいは強化されたコミュニティ開発アプローチの導入により、あるいはNGOと協働する原則運用に際して、JSDFが価値を高める可能性が高いことを示しています。グラントがIDAプロジェクトと結びついている場合には、採り入れられた新しい手法が明らかに実践された例のあったことが認められました。エクアドルは、法律・司法が社会開発および貧困削減における重要な要因として大きな役割を果たしているという興味深い例があり、この国と世銀のどちらの政策にも広範囲な影響を及ぼす可能性（そのメカニズムが存在すれば）を示しています。

勧告

以下の勧告が評価チームによって提出されました。

- JSDFの目的ステートメントをグラント開発目標段階での測定可能な結果を踏まえた成果重視のステートメントに作り替える。この勧告は2008年度方針文書において実現するものと予想される。
- JSDFの「戦略目標」を書き改め、JSDFを定義し導く「主要特徴」として現在の目的の大半を含めるが、それ自体は目的ではないとする。これも2008年度方針文書に反映されるものと予想される。
- JSDFグラントの終了後、成果の持続可能性を高め、理解、拡大、再現の段階へと進めるための戦略を開発する。2008年度以降、JSDFプロポーザルには活動の長期的持続可能性を確保するための出口戦略とメカニズムを盛り込むことが求められる。
- 得られた教訓を共有するための、また世銀とプロジェクト全体にわたって結果を伝えるためのプログラム／プロジェクト・レベルのコミュニケーション戦略を開発する。得られた教訓を普及させるのに役立つJSDFのプロモーション専用ファシリティに関するプロポーザルが日本政府により検討されている。
- 日本の認知度を高める。この点については、世銀スタッフおよび実施機関と共有するため、「認知度に関するガイダンス・ノート」が日本政府の審査を受けるべく準備されてきた。日本の認知度を絶えず高めるためのより具体的な措置が講じられている。
- 評価、コミュニケーション、報告およびグラント終了後の引き継ぎ活動など中核的な管理機能を強化するために、専用のグラント・ファシリティを設置する。プロポーザル草案が日本政府によって検討されている。
- 譲許性資金・グローバル・パートナーシップ総局（CFP）による審査を受けるための短いコンセプト・ノートを先に提出させることにより、成功の見込みがほとんど／まったくないものについては、本格的なプロポーザルが準備されないようにする。
- JSDFプロポーザルの技術・管理面の審査プロセスを簡素化する。将来は、技術審査官（TR）がTFOにコメントを送り、TFOとTRの両方のコメントをまとめてTTLに送るようにする。



第4章

終了した JSDF グラントの検証

終了したグラントを検証する目的は、グラント実施の経験から学び、特にプログラム改善につながるフィードバックを行うことにあります。今年の審査は2007年度に終了し、支払いが2007年10月31日以前に終了した16件のグラントについて行われました。このうち14件は通常プログラムのもので、1つはアフガニスタン特別プログラム、もう1つは、2004年の大津波後の復旧活動でインドネシアを支援する緊急グラントでした。特に断りのない限り、また分析を歪めないために、審査は、通常プログラムのプロジェクトに焦点を当て、特別プログラムや緊急グラントなど残りのグラントの実績については別個にコメントしています。

プロジェクト・グラントは検証対象となった16件のグラントの50%、額にして89%を占めます。16件のグラントは世銀の定義する6地域のうち5つにわたり、6件はECA、5件はEAP、SARとAFRIはそれぞれ2件、LCRIは1件でした。グラントは14カ国のさまざまな問題に取り組みました。国別では、インドネシアとタジキスタンがそれぞれ2件のグラントを受領しました。支払いが行われることなく終了したため、不成功であったとみなされるかもしれないグラントは1件だけでした（インドネシアのアチェにおける「弱い立場にあるコミュニティへの試験的住宅プログラム」のための緊急グラント）。

検証方法は、グラント報告・モニタリング（GRM）システムでTTLが作成したグラント終了報告書、そして世銀の信託基金会計部門が提供したデータに基づいています。グラントの実績は、関与したTTLにより、「大いに満足」、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「大いに不満」の6段階で評価されました。以上の評価に加えて、GRM報告書は、JSDFプログラム目標の他の重要な側面に関する情報、例えばコミュニティ/シビルソサエティ組織の参加、実施された活動のグラント終了後の持続可能性、ほかの世銀プロジェクトや他のグラント活動の拡大に際して利用できる可能性のあるグラントで得られた教訓などについての情報も提供しています。

通常プログラムの14件のプロジェクトでは、開発目的の達成に関しては、1件のプロジェクトが「大いに満足」（ロシア連邦）と評価されました。1件のプロジェクトは「やや満足」（サントメ・プリンシペ）でしたが、12件のプロジェクトは「満足」（タジキスタンの2件、アルメニア、カンボジア、コンゴ、グルジア、インド、インドネシア、モルドバ、ペルー、フィリピン、ベトナムのいずれも1件）と評価されました。したがって、通常プログラムのプロジェクトの90%以上は、開発目的達成において「満足」あるいは「大いに満足」と格付けされたこととなります。これは、きわめて不利な立場に置かれた人々を対象とした革新的なプロジェクトを支援するプログラムとして喜ばしい成果であると思えます。アフガニスタン向けの緊急グラントは「満足」と評価され、既に述べたとおり、アチェ（インドネシア）における「弱い立場にあるコミュニティへの試験的住宅プログラム」はスタートしないまま終わりました。これは主としてこのプロジェクト立ち上げの際に規制や手続き上の障害に直面したためでした。

グラントの実施実績では、11件のプロジェクトが「満足」と評価され、2件は「やや満足」、1件は「やや不満足」でした。したがって、通常プログラムのプロジェクトの80%近くが実施実績では成功と評価されたこととなります。アフガニスタン向けプロジェクトは「大いに満足」と評価されました。これは困難な環境にあって目覚ましい成果であると言えます。

GRM終了報告書は、活動が実施された通常プログラムの14件のプロジェクトについてJSDFの広範な目標のうちのいくつかに関して達成度を明らかにしています。11件においては、計画されたグラントの目標と成果のすべてあるいはほぼすべてが実現できたと報告されています。残る3件は部分的な達成にとどまりました。ここでも、JSDFプロジェクトの実験的・革新的性格を考えると、80%近くが目標達成に成功したことは注目に値します。

持続可能性と再現可能性は、JSDFの関与の成否を判断する2つの基準です。14件の通常プログラム・グラントのうち、12件の活動はTTLにより持続可能性があるとして報告されましたが、2件の持続可能性は資金的制約が予想されるため不確かであるとされました。9件のグラントの活動は明らかに再現可能であり、一部についてはすでに世銀プロジェクトなどの介入の下で再現されていたり、他の国で再現されています。さらに3つのケースは再現は可能であると報告され、2件のみが再現の可能性が低いとされました。

JSDFは、地方政府やシビルソサエティ組織、NGOとの協力により実施されるプロジェクトを奨励しています。通常プログラムの14件のプロジェクトのうち9件がこれらの基準を満たしていました。

最後に、終了報告書は、資金の実行パターンについていくつか有益な情報を提供しています。支払いが行われなかった津波関連のインドネシアのプロジェクトを除き、すべてのグラントで配分額の70%以上が実行され、14件のうちの10件では、グラント額の90%以上が実行されました。アフガニスタン向けグラントは全額実行されました。



第5章

JSDF の管理とコミュニケーション

コミュニケーション・プロセス

JSDFが供与したグラントの進捗状況を検討し、プログラムとグラントの全体的な目的が達成されていることを確認するために、世銀は年次報告書を作成し、日本政府に提出します。年次報告はJSDFウェブサイトでも公開されます。さらに、世銀は、四半期別未監査財務諸表および監査済み年次財務諸表を日本政府に提出します。JSDFのガイドラインが記載されている年度方針文書（付表5を参照）は毎年改訂され、日本政府の承認を受けます。

JSDFについての詳しい情報

JSDFについての情報を提供するウェブサイトはいくつかあります。メインのJSDFウェブサイトは世銀のメイン・サイト上にあります。

<http://www.worldbank.org/jsdf>

世銀東京事務所のウェブサイトにもJSDFについての情報が掲載されています。

英語版：<http://www.worldbank.org/japan/about>

日本語版：<http://www.worldbank.org/japan/about-j>

付表 1：2007 年度に承認された JSDF プロジェクト・グラントと キャパシティ・ビルディング・グラント

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (単位：ドル)	開発目標
第 19 次提出			
コロンビア (C)	故郷を追われ暴力の被害を受けたコミュニティへの革新的な技能に基づく教育の導入	950,000	カルタヘナ・ディ・インディアス地区の最貧困地帯における若者たちの生活の質の改善。グラントは (i) 強制移住と暴力の被害者であった恵まれない若者たちの自尊心と精神的満足感を蘇らせる、(ii) これらの若者に技能職の訓練と代替就業機会を提供することにより、暴力や違法活動、自滅的行為に代わるものを与える、(iii) 平和の構築と非暴力による紛争解決に努める市民のコミュニティを築く。
インドネシア (P)	貧しい女性に権限を与えることによる食糧のより効果的な確保	1,576,257	こうしたプログラムを切実に必要とするコミュニティの女性たちに権限を与えることにより、コミュニティに食糧確保手段を提供することができる費用対効果に優れた介入措置を開発・試行する。短期的な目標は、飢餓をなくし、こうしたコミュニティの貧困の悪循環を逆転させることである。長期的には、このプロポーザルは、現在の政府食糧確保プログラムに対し検証済みのコミュニティ・ベースの代替案を提供することを目指す。
シエラレオネ (C)	主要な司法サービスを提供するモデルの開発	879,436	以下により司法サービス提供のモデルを開発する。(i) シエラレオネの貧しい人々が慣習法上および成文法上の司法機関や政府機関をもっと利用できるようにする、(ii) 慣習法および成文法の司法機関ならびに政府機関の住民に対する説明責任を強化する、(iii) 貧しいシエラレオネ国民の基本的権利と自由を犯す人々が罪を問われないような状況を改善する、(iv) 貧しいシエラレオネ国民が直面している不正に対する実際的で具体的かつ創造的な解決策および救済措置を提供する。
ウズベキスタン (P)	カラカルバクスタンのシルク開発パイロット・プロジェクト	1,984,728	アラル海縮小によるこの地域の環境悪化問題に取り組みつつ、コミュニティ・ベースの零細シルク企業を設立・持続することにより、養蚕およびシルク生産から所得創出機会を増やし、カラカルバクスタンのツルトクル、エリツカラ、ベルニ、クジャクリの各地区で貧しい農村世帯の暮らしを改善する。
第 20 次提出			
モザンビーク (P)	貧困層への保健サービス提供における革新的アプローチの試行	1,149,783	住民の健康状態を改善するために基本的な保健サービスをコミュニティがもっと利用しやすくするための革新的なアプローチの導入。

付表 1：2007 年度に承認された JSDF プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント（つづき）

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (単位：ドル)	開発目標
第 20 次拠出（つづき）			
フィリピン (P)	持続可能な向上/再開発/ガバナンス/エンパワメント・プロジェクトのための都市部での協力	2,000,000	地方政府組織においてシェルターのニーズに取り組むに際しシビルソサエティ組織・地方政府・コミュニティ間パートナーシップの実行可能なモデルを制度化し、物理的および環境面での条件を改善し、都市の貧しいコミュニティの経済的機会を強化する。
グルジア (C)	若者育成と社会への取り込み	1,279,350	本プロジェクトは、若者が親しみやすいスペースの設立や青年起業家のためのパイロット事業開発イニシアティブを通じて、また地方レベルで若者の問題に取り組む機関にキャパシティ・ビルディング面の支援をすることにより、若者に権限を与え、コミュニティの経済・社会生活に参加するのを奨励・支援する。グラントは、経済的に恵まれない地域および多様な人種の暮らすコミュニティに重点を置く。
ルーマニア (C)	現地の課題への影響力確保とモニタリングのための、ロマ族コミュニティへの権限付与	656,740	ロマ族コミュニティが (i) 自主的に組織し、地方政府の実際のパートナーになり、(ii) 自らのニーズを確認し、優先事項を表明するのを支援する。グラントはまた、ロマ族の社会的統合をモニター・評価し、かつこの情報への広範なアクセスを提供するために参加型ツールを開発・実施するに際して、ロマ族 NGO・CBO を支援することにより、現地/地域ロマ族 CSO を強化する。グラントはさらに、参加型モニタリングの仕組みと広報を通じて社会責任能力の基本的条件とインセンティブをも創り出す。
グアテマラ (C)	ペテンでの持続可能なコミュニティの暮らしに向けた経済的多角化とガバナンスの改善	1,577,400	(i) コミュニティによる天然資源管理を実施するためにペテン南部のマヤ生物圏保護区 (MBR) のコミュニティ森林伐採権を含め、CBO と企業の能力を強化する。(ii) 組織の学習プロセスを促進し、透明性を確保し、CBO がプロジェクト実施において主要な役割を果たすことができるように、また当プロジェクト終了後もペテンの MBR など保護地域の効果的な共同管理・共同運営を支援するために、参加型立案・モニタリング・評価のモデル・プロセスを確立するのを支援する。

付表 1 : 2007 年度に承認された JSDF プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント (つづき)

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (単位:ドル)	開発目標
第 21 次拠出			
パラグアイ (P)	パラグアイの先住民コミュニティ開発	1,599,200	いくつかの分野での特定グループのコミュニティ・サブプロジェクトの設計・実施およびコミュニティ強化活動を通じて、先住民コミュニティが地域開発と意思決定に参加できるようにする。グラントの役割は、以下の通り。(i)先住民コミュニティのための小規模だが生産的な所得創出・コミュニティ開発サブプロジェクトを支援する。(ii)これらの活動(技術援助の提供を含む)を設計・実施・モニタリングするために先住民コミュニティおよび地方機関のキャパシティ・ビルディングを支援する。(iii)先住民組織と現地コミュニティが協力して活動する国家および民間機関に説明責任を問えるような、透明で参加型のモニタリング・評価システムを開発する。(iv)上記と関連して、実施の進み具合を評価し、得られた教訓を組織化し広める。
インド (P)	インド農村部貧困層の生活改善に資するグローバリゼーション	1,775,774	貧しいコミュニティが長期的に持続可能な暮らしを実現できるように自主管理型の草の根集落レベル機関を設立するのを支援する。このプロジェクトは、インドでも特に貧しいが豊かな文化遺産を持っていることで古くから知られているアンドラプラデシュ、ビハール、ジャルカンド、オリッサ、ラジャスタン、タミールナド各州の文化産業および関連セクターの市場で農村の熟練した職人が暮らしを改善しシェアを拡大することを目指す。
マリ (C)	マリの綿花農民組織のキャパシティ・ビルディング	1,077,100	以下の2点を通じて、マリの貧しい小規模農家にとって重要な経済的セクターである綿花セクターの管理における革新的かつ効率的な官民協働・協力を可能にする。(i)マリの貧しい小自作綿花農民が自分たちの事業の発展を参加型統合型の方法で管理できるようにする形でエンパワーメントを行い、(ii)綿花セクターの競争力強化と農村部の貧困削減を目指す政府の改革プログラムの実施と関連して政策対話と意思決定に貧しい農民を効率的に参加させる。
タイ (P)	コミュニティの若者たちのヘルメット着用促進プログラム	859,200	オートバイ用ヘルメットの着用を増やし、道路安全への意識を向上させることを通じて、オートバイ事故による頭部損傷と負傷に関連した死亡を減らす。

付表 1 : 2007 年度に承認された JSDF プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント (つづき)

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (単位:ドル)	開発目標
第 21 次拠出 (つづき)			
ブラジル (C)	草の根生産者組織の世界市場との橋渡し	1,592,800	農産物加工・貿易、手工芸その他の軽工業(例えば衣服)の分野で活動している農村部の生産者組合に組織されているブラジル北東部の貧しい草の根の生産者組織(GPO)の市場機会を強化・支援・拡大する。グラントは、貧しい農村部のGPOが競争力を発揮し農産物の世界市場を拡大することがもたらす機会から利益を得ることができるよう、参加する貧しい農村部GPOのキャパシティ・ビルディングに充てられる。その際、全体としての制度的枠組みや交渉の仕組により一特にGPOが生産できる農産物の市場需要の確認および商業的生産者としての競争優位を強化することにおいて一ニーズや制約により敏感に対応できるように追加支援が与えられるのを前提とする。
第 22 次拠出			
タンザニア (P)	コミュニティ・ベースの試験的條件付き現金給付	1,720,500	CDDアプローチを用いて社会的ファンドを通じてどうすれば条件付き現金移転プログラムは実施することができるかを試行し、成果を上げるのにどのようなインセンティブの枠組みが必要になるかを判断する。
アゼルバイジャン (P)	国内難民となった若者支援プロジェクト	1,985,800	これまでの人生の大半を戦争の後遺症に苦しみながら過ごし、今は孤立した、いわゆる「新しい定住地」や大都市の収容センターで暮らしている国内難民の若者たちのために、社会への取り込みを進め、経済的機会を促進する。
インドネシア (P)	創造的コミュニティ基金	1,572,950	貧しいコミュニティと社会から取り残された人々をコミュニティ開発に従事させ、貧困削減のために文化的創造性を発揮する能力を育成し、貧しい村落を活気づけ、村民が不和の種となる問題を集団的に解決することができるようにする。基金は、地域コミュニティへのブロック・グラントとして拠出され、村落計画立案および投資に充てられ、パフォーマンスや文化に配慮しながら特に貧しい人々をコミュニティ指導部と協力させるようにする。

付表 1：2007 年度に承認された JSDF プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント（つづき）

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (単位：ドル)	開発目標
第 22 次拠出（つづき）			
ドミニカ共和国 (C)	情報へのアクセスと住民への説明責任	527,200	ドミニカ共和国コミュニティ内で弱い立場にあり社会から取り残された人々が「情報へのアクセス法」の恩恵を得るのを支援する。グラントは特に、弱い立場にある人々が自らの意見を表明し、政策討議に参加し、説明責任を要求し、社会への融合政策促進および極端な貧困を削減する鍵となる政府サービスをモニタリングする能力を強化するために使用される。
パキスタン (P)	貧困が根強い環境への取り組み	959,239	住宅と生活条件の改善を通じてパキスタン北部の経済・社会的貧困を削減する。パキスタン北部の4地区の約7万人がこのグラントの恩恵を受けることになる。
ケニア (C)	農村部の伝統的な薬草療法師のキャパシティ・ビルディング	1,278,755	ケニア農村部の草の根および地区レベルにおける伝統的な薬草療法師のために特に設計されたキャパシティ・ビルディング活動を支援する。こうした活動は、将来、実効ある伝統療法を科学的に実証し、逆症療法との正式な統合を図るための基礎となる。
2007年度合計		27,002,212	

¹P=プロジェクト・グラント C=キャパシティ・ビルディング・グラント

付表 2：2001 年度－2007年 度の JSDF グラント通常プログラムの地域別配分

地域	年度	グラント件数	金額 (単位：ドル)
東アジア・大洋州	01	17	19,483,034
	02	6	5,573,889
	03	6	10,146,014
	04	9	12,218,002
	05	10	17,265,779
	06	3	3,033,992
	07	4	6,008,407
	小計	55	73,729,115
南アジア	01	3	3,686,923
	02	4	2,951,900
	03	5	4,023,106
	04	6	6,758,255
	05	0	0
	06	1	1,370,539
	07	2	2,735,013
	小計	21	21,525,736
ヨーロッパ・中央アジア	01	5	3,036,500
	02	5	7,037,175
	03	4	5,430,500
	04	0	0
	05	5	7,405,084
	06	2	3,834,285
	07	4	5,906,618
	小計	25	32,650,162
中東・北アフリカ	01	0	0
	02	3	1,569,295
	03	0	0
	04	1	1,952,487
	05	1	1,128,200
	06	0	0
	07	0	0
	小計	5	4,649,982
ラテンアメリカ・カリブ海	01	3	4,270,075
	02	2	2,538,500
	03	2	2,409,300
	04	3	4,063,500
	05	6	5,333,345
	06	2	2,900,000
	07	4	4,647,400
	小計	22	26,162,120
アフリカ	01	3	2,225,780
	02	3	2,634,949
	03	1	649,450
	04	5	6,668,582
	05	8	10,330,121
	06	3	4,087,593
	07	6	7,704,774
	小計	29	30,213,656

付表 2： 2001 年度－2007年 度の JSDF グラント通常プログラムの地域別配分（つづき）

地域	年度	グラント件数	金額（単位：ドル）
JSDF グラント合計	01	31	32,702,312
	02	23	22,305,708
	03	18	22,658,370
	04	24	31,660,826
	05	30	41,462,529
	06	11	15,226,409
	07	20	27,002,212
合計		157	193,018,366

付表 3：2007 年度に承認された JSDF シード・グラント

国	グラント・プロポーザルの名称	金額 (単位:ドル)	承認年月日
アゼルバイジャン	国内難民となった若者のエンパワメントと社会的統合	48,920	7/20/2006
ペルー	司法サービス開発イニシアティブ	49,993	10/24/2006
タンザニア	コミュニティベースの条件付現金給付プロジェクト	45,980	09/28/2006
セネガル	セネガルにおけるコミュニティベースの子供の物乞い根絶	46,150	11/07/2006
コロンビア	コロンビア太平洋岸地方における地域および機関の成果重視型 キャパシティビルディング	47,250	11/08/2006
カンボジア	土地分配におけるガバナンスの強化	48,350	11/09/2006
キルギス共和国	キルギス共和国農村部における地方予算の貧困層向け有効活用	49,350	1/30/2007
コロンビア	コロンビアにおける若者の機会アクセス改善; 若者から若者への アプローチ	43,300	2/26/2007
シエラレオネ	条件付き現金給付の試行	45,000	4/2/2007
ブラジル	クイロンボラ (祖先が奴隷だった人々) コミュニティのための公 平化	44,950	4/27/2007
ネパール	貧困家庭の子供を対象とした中等学校奨学金制度	48,950	4/27/2007
バングラデシュ	中東へのバングラデシュ移民の社会的保護強化—NGOが提供 する情報キャンペーン、e-出発オリエンテーションおよび非公式 的教育を通じて	45,300	6/4/2007
ニカラグア	農村女性の経済的エンパワメントのためのイノベーション	49,910	6/8/2007
2007年度合計		613,403	

付表 4：2007 年度に承認された JSDF 津波被害復興グラント

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	金額 (単位:ドル)	開発目的
セーシェル (P)	漁業の復興	2,000,000	2004年12月の大津波の被害を受けた3つの漁船用波止場の1つを修復する。これは、津波襲来後、施設が十分使えず困っていた多くの小舟所有者や漁師、商人の暮らしを改善するのに役立つ。波止場に適切かつ安全にアクセス/使用することができるようになれば、水産物の衛生状態や市場性を改善することができる。インフラ復興への投資は、セーシエルの貧しく弱い立場にある人々に直接的恩恵をもたらすことになる。
セーシェル (C)	津波の生態系への影響アセスメント実施に関するセーシェル漁業当局 (SFA) の能力強化	368,300	2004年12月の大津波 (および海洋環境の他の自然・人為的变化) に起因する生態系の変化を見極めるセーシェル漁業当局の能力を強化する。さらに、生態系のこれらの変化が熟練漁師や漁船団の漁獲高にどのように反映されているかを見極める。
2007年度合計		2,368,300	

¹P=プロジェクト・グラント C=キャパシティ・ビルディング・グラント

付表 5：2007 年度方針文書

1. 目的。革新的な社会プログラムにグラントを提供し、世銀グループ¹ 適格国の貧困緩和を支援する。プログラムの下で承認されるグラントは、本ガイドラインで定められた基準に沿うものとする。

2. 重点分野。JSDFグラントは、世銀の国別援助戦略、貧困削減戦略文書、またはセクター戦略の貧困削減エレメントの開発目標と整合性があり、かつ世銀が資金を提供しているプロジェクトやプログラムを補完するものである。JSDFグラントが重点を置こうとしている活動は、(i) 最も貧しく最も弱い立場に置かれた人々のニーズに直接対応する活動、(ii) 革新的な手法の実験を促す活動、(iii) 測定可能な成果を速やかに達成し、持続可能な活動に発展する可能性を備えたイニシアティブを支援する活動、(iv) コミュニティ、非政府組織 (NGO)、および他のシビルソサエティ組織の主体性、能力向上、エンパワーメント、および参加を促進し、世銀が資金を提供するプロジェクトへの参加を促進する活動である。JSDF資金の約50%は、東、南および中央アジアの適格国に配分されるものとする。

3. グラントの種類と適格性。JSDFグラントには2つの種類がある。

(i) **プロジェクト・グラント**：このグラントが支援するのは、(a) 貧困層に直接救済策を提供したり、貧困層向けのサービスや施設の改善を支援したり、ソーシャル・セーフティネットを強化／活性化したりする活動、あるいは (b) 革新的な活動と新しいアプローチの試行（特に社会セクターを対象としたもの）とする。

(ii) **キャパシティ・ビルディング・グラント**：このグラントが支援するのはキャパシティ・ビルディングや能力向上を目的としたもので、たとえば、現地訓練を通じて現地のコミュニティやNGOを強化したり、社会基金タイプの組織の能力または対象範囲を拡大したり、コミュニティと共に取り組みを進める現地政府を支援したりする活動である。

2006年の「世界開発報告」で定義されている低所得国および低位中所得国と定義された国々は、プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント両方の対象となる。²

4. 金額。JSDFグラントの額は、20万ドルから200万ドルまでである。例外的な状況下で、かつCFP（譲許性資金・グローバルパートナーシップ総局）による事前の承認が得られれば、300万ドルまでのグラント・プロポーザルを提出して検討を求めることができる。200万ドルを超えるプロポーザルは、JSDF運営委員会によって特に厳密に審査される。運営委員会は、プロポーザルに記載された活動の妥当性および実行可能性と共に、活動費が厳正なプロセスに沿って見積もられたのかどうかを検証するために、専門家の協力を得る場合もある。

¹ 世銀グループには、国際復興開発銀行、国際開発協会、国際金融公社が含まれる。以下、これらすべてを総称して世銀という。

² シード基金グラントが承認された場合、当該国が後続のグラントを受領する資格があるかどうかは、シード基金グラントが承認された時点の適格性に基づいて判断される。

5. ファンディング・プロポーザル。日本政府は既定のフォーマットに沿って作成された「ワンページ・ファンディング・プロポーザル」を基に、グラント供与の可否を決定する。このプロポーザルには基本情報、グラントの全体的な開発目標、支出分野などが記載される。グラントを申請する際は、ワンページ・ファンディング・プロポーザルに加えて、補足情報を含めた申請書を提出しなければならない。補足情報には、資金供与の対象となる活動の詳細、総合的な実施プラン、予想される成果、詳細な予算計画が含まれる。また、グラントの実施に影響を及ぼすようなリスク（例えば、政治的、環境的、実施機関の問題、内線、紛争後の状況など）も含まれる。

6. プロポーザルの審査。世銀の関連統括部門がその活動のスポンサーとなり、タスクチーム・リーダー（TTL）を任命する。プロポーザルの内容は、国別担当局長が承認した国別援助戦略（CAS）の目標とセクター・マネージャーが承認したセクター・アプローチに沿ったものでなければならない。提出されたプロポーザルは業務担当副総裁室が検討した後、日本信託基金運営部門経由でJSDF運営委員会に提出される。プロポーザルは、可能な限り、現地および国際NGO、特に日本のNGOやシビルソサエティ組織との連携を促進するものとする。

7. 対象となる支出。物品、小規模な土木工事、サービス、トレーニング、ワークショップなど。これらの支出はすべてJSDFの下で全額支払われる。監査の費用も対象となる。コミュニティの参加やNGOとの連携を促進するために、世銀スタッフの person 費を含む追加費用をグラント総額の5%を超えない範囲で申請することができる。さらに、通常の管理予算で対応しきれない数の世銀職員が必要となる複雑な案件あるいは革新的な案件に伴う追加費用に対しては支払いを検討する。

8. 対象とならない支出。次のような支出をJSDFの資金でまかなうことはできない。(i) 世銀が支援するプロジェクトと何ら関係のないパイロット・プログラム、(ii) 学術研究、(iii) 政府職員の給与、(iv) 海外研修または視察旅行、(v) 自動車の購入。³

9. グラントの実施。グラントを実施するのはグラントの受領機関とする。グラントの受領機関となるのは、政府（中央政府、地方政府）、国際NGO、現地NGO、または現地の地域団体で、どの組織が受領機関となるかは、タスクチーム・リーダーが各組織の財務健全性、実績、およびグラント資金の利用・管理能力に基づいて決定する。受領機関あるいは実施機関がNGOまたは現地の地域団体である場合、中央あるいは地方政府が契約に同意することが必要となる。国連機関はJSDFグラントの受領機関となることはできない。⁴ いずれの場合も、グラントの実施期間はグラント契約に署名してから4年を超えてはならない。いかなる例外も、それが認められるには十分正当な理由があり、かつCFPの許可が必要である。グラントのタスクチーム・リーダーは、世銀の基準に基づき、かつ調達ガイドラインに従ってグラント監督の受託者責任を果たす。

³ プロポーザルに記載された理由に正当性があると認められたときは、自動車の購入が例外的に許可される場合がある。

⁴ 世銀ガイドラインに従って選ばれた場合、国連機関もコンサルタントとしてJSDFグラントの活動に参加することができる。

10. 進捗報告。開発の結果をモニタリングするに当たり、グラント申請書に基づくグラント契約が拘束力を持つ文書となる。タスクチーム・リーダーは、年に一度「グラント状況報告」を作成し、その中で、グラント実施状態を評価し、成果物の完了と成果を記録する責任を負う。100万ドルを超えるグラントの場合は、グラント実施期間中に投入された資源の総量と実績、成果を記載した「実施完了覚書」(ICM)を完了時に作成し、この結果をドナー国にも配布する。100万ドル未満のグラントの場合、最後の「グラント状況報告」にグラント活動の成果に関する追加情報を記載する。

11. 支出(実行)分野別または活動別の資金の再配分。支出の種類またはグラント活動の間での資金の再配分は、新規の適格支出分野またはグラント活動を除外あるいは追加する場合を含め、法務局およびCFPと協議の上、セクター・マネージャー/局長によって承認される。何らかの修正が必要な場合は、法務局と協議し、国別担当局長の承認を得なければならない。

12. グラント目標の変更。グラントの開発目標を大幅に変更する場合は、CFPに申請書を提出し、CFPは日本政府の承認が必要かどうかを判断する。日本政府はCFPから申請書を受け取ってから4週間以内に、承認または却下の判断を下す。この変更に伴うグラント契約文面の修正は、世銀の手続きに従い法務局が承認する。

13. 取消条項。下記の場合、グラントは中途であっても取消の対象となる。(i) グラントの正式な承認日から6カ月たってもグラント契約に署名がなされていない場合、(ii) グラント契約への署名から6カ月たってもグラントが実施されなかった場合(支出が一切なかった場合を含む)、または(iii) CFPにより進捗していないと判断された場合。CFPは納得のいく説明が行われた場合、例外措置を認めることがある。

14. 現地日本当局の関与および日本の認知度向上。タスクチームには、作成中のJSDF申請書について受領国にある日本大使館と協議することが強く望まれる。タスクチームによる事前の情報共有は、意思決定プロセスの促進に役立つ。現地組織のスタッフはまた日本大使館職員の臨席の下でJSDF契約の署名式典を現地で開催し、国内外の報道関係者をこのような式典に招待することも奨励すべきである。タスクチームは、署名式典を開催する場合、式典の少なくとも10日前に日本大使館およびCFPにその旨を連絡しなければならず、CFPはその連絡を受けて東京の日本当局に通知する。以後JSDFグラント・プロポーザルを審査する際には、世銀および受領国がこうした活動に前向きに取り組んでいるかどうかを考慮される。さらに、CFPは次のような形でJSDFの認知度向上に努めることができる。(i) JSDFに対する日本政府関係者と一般市民の認知と支援を確保する上で、署名式典が重要な役割を果たすことを国別担当局長に伝える、(ii) JSDF年次報告の配布を続け、世銀の関連文書にJSDFに関する情報を記載し、日本の組織を対象とした情報セミナーを折に触れて開催する。

15. 文書の管理。業務担当の各部門は、世銀の事務管理および文書保管の各方針に従って、JSDFグラントに関する文書、特に委任事項、コンサルタント契約、コンサルタントが作成した報告書ならびにその他の文書、状況報告書などの写しを保管する。

16. 配分。2007年度の配分は4000万ドルで、下記のスケジュールに沿って承認が行われる。

17. スケジュール。JSDF運営委員会は、日本政府に年に2～3回プロポーザルを提出する（2007年度については下記参照）。日本政府は、申請内容に納得した場合、プロポーザルを受領してから4週間以内に可否の決定を下す。日本政府が説明を求めた場合、プロポーザルの最終決定にはさらに時間がかかることもある。

2007年度のスケジュール予定

ラウンド	告示	日本への提出
第21次	2006年9月	2006年12月
第22次	2007年1月	2007年3月
第23次	2007年2月	2007年5月